

特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ 災害等発生時の各種事業中止の判断基準 及び連絡・対応について

多賀城市民スポーツクラブでは、多くの方々が様々なスポーツ活動をしております。
天候や災害に伴う事業中止の判断基準を裏面のとおりに作成しましたので、ご確認ください。
なお、屋外施設等での雨天中止の判断については、現場の状況によりますので、その都度ご確認ください。

【 中止の連絡手段 】

原則として、スクール会員にはメール配信、その他の事業参加者には電話等で連絡をします。
スクール会員は、スクールごとに登録が必要となりますので、各スクールカレンダーに記載されているQRコードを携帯電話等で読み取り、登録していただきますようよろしくお願いいたします。

【 大規模災害時等の連絡手段 】

- 1 災害発生時、クラブ事業に参加している参加者が、ご家族等に連絡をする手段がない場合は、クラブで対応します。
- 2 その後の情報は、「171災害伝言ダイヤル」やSNSなどでご確認ください。
(状況により、対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

～災害伝言ダイヤル・手順～ 『171 → 2 → 022-365-1918』

【 多賀城市民スポーツクラブ加入保険補償内容 】

- 1 法人事業参加者を対象に、次の保険に加入します。
- 2 入院、通院については、1日目から補償されます。
- 3 慢性的な疾患の悪化や熱中症は、保険の対象とならない場合があります。

死亡・後遺障害	200万円
入院保険金日額	3,000円
通院保険金日額	1,500円